繰下げおよび一時金選択の取り扱いについての補足説明

勤続 20 年以上 60 歳到達 、勤続 20 年以上 55 歳以上 60 歳未満、繰下げ終了 60 歳到達の方

○老齢給付金について

- 1. 老齢給付金の繰下げの申し出は1回のみ(老齢給付金の裁定を受ける前に限る)。
- 2. 繰下げ終了日は、61歳から65歳までの1歳刻み。
- 3. 繰下げ終了日の変更はできない。

ただし、繰下げ中は、60歳から65歳までの間いつでも、裁定を受けることで年金受給および一時金選択できる(その時点で繰下げ終了となる。一部を一時金選択した場合、 残りは、その時点から年金として支給開始)。

- 4.50%または25%を一時金として受け取り、残りを繰下げることができる。
- 5. 老齢給付金の裁定を受けるとき、または年金の支給開始 5 年後から 19 年までの間、申出により、年金に代えて一時金で受け取ることができる。

また、年金の支給開始後5年間は、災害により著しい損害を受けた等の理由がある場合 に限り、一時金選択できる。

- 一時金の選択割合は100%、50%、25%とする。
- 6. 一時金の選択は、年金受給終了までの間、2回までできるが、2回目は残り全額を一時 金として受け取る場合に限る。
- 7. 「繰下げ請求書」の支給繰下げの内容欄の記入方法 〔支給繰下げ終了予定日〕の2に○を付け、日付は書かずに支給開始する年齢のみを記 入 してください。

勤続 20 年以上 55 歳未満の方

○脱退一時金について

- 1. 脱退一時金の繰下げの申出は1回のみ。
- 2. 繰下げ終了日の変更はできない。
- 3. 繰下げ中は、いつでも脱退一時金の100%、50%、25%を一時金として受け取ることができる。残った部分は引き続き繰下げとなる。繰下げ中の脱退一時金の請求は2回までできるが、2回目は残り全額を一時金として受け取る場合に限る。
- 4. 脱退一時金の受給開始を 60 歳まで繰下げた場合、60 歳到達時点で脱退一時金の受給権 は消滅し、老齢給付金の受給権を取得する。
- 5. 「繰下げ請求書」の支給繰下げの内容欄の記入方法 〔支給繰下げ終了予定日〕は、1 に○を付け、60 歳の年齢のみを記入してください。 〔支給繰下げする一時金の割合〕欄も、記入してください。

以 上